

第 4 0 4 回

香川海区漁業調整委員会議事録

令和 6 年 1 1 月 1 9 日

第404回香川海区漁業調整委員会議事録

1. 開催年月日 令和6年11月19日  
9時55分～10時55分

2. 開催場所 高松市番町四丁目1番10号  
香川県庁本館12階 大会議室

3. 出席した委員

会	長	北	尾	登	史	郎
委	員	北	野	廣	治	
	〃	三	木	正	幸	
	〃	宇	山	哲	司	
	〃	小	見	山	秀	基
	〃	森		勝	喜	
	〃	志	摩	由	紀	子
	〃	山	口		豊	
	〃	松	本	伊	三	郎
	〃	嶋	野	勝	路	
	〃	大	北	永	吏	
	〃	松	本		悟	
	〃	筒	井	由	果	

4. 関係列席者（水産課、事務局）

水	産	課	長	柏	山	浩	史						
事	務	局	長	兼	漁	業	調	整	室	長	植	田	豊
室	長	補	佐	兼	事	務	局	次	長	藤	原	宗	弘
室	長	補	佐	兼	事	務	局	次	長	大	山	憲	一
副		主	幹	小	林	武							
副		主	幹	赤	井	紀	子						
主			任	湯	谷	篤							
主			任	秦	正	樹							
技			師	丸	山	俊	輔						

## 5. 傍聴者

中讃西部漁業協同組合 組合員 志 摩 勇 紀  
中讃西部漁業協同組合 組合員 志 摩 由美子

## 6. 議事事項とその結果

第1号議案 「まきえ釣り漁業許可の公示について（諮問）」

諮問された内容で適当である旨答申することに決定した。

第2号議案 「香川県漁業調整規則の改正について（事前協議）」

内容について事務局が説明した。

第3号議案 その他として「香川県資源管理方針の変更について（報告）」及び「全国海区漁業調整委員会 西日本ブロック令和7年度国への要望事項」、「次期一斉切替え前における区画漁業権の設定について」の内容を事務局が説明した。

## 7. 議事のあらまし

北尾会長が挨拶の後、議長となり、議事録署名人に北野委員と松本悟委員を指名して議事を進行した。

〔北尾会長〕

それでは早速議事に入らせていただきます。「まきえ釣り漁業許可の公示について」知事から諮問があります。事務局から説明願います。

〔丸山技師〕

（資料1に基づいて説明）

〔北尾会長〕

ただいま、事務局から説明がございました。何かご意見ありますか。

〔小見山委員〕

（有効期間満了後）10年以上経過したものは関係漁協の同意を取る必要があるのですね。

〔丸山技師〕

はい。

〔北野委員〕

実際に操業するのであれば問題ないと思います。しかし、この頃まきえ釣りを操業している方を見なくなりました。

〔宇山委員〕

昔はボラなんかを釣っていました。

〔志摩委員〕

私もボラを釣っていました。

〔北尾会長〕

（他にご意見は）よろしいでしょうか。

（一同、異議なし）

〔北尾会長〕

それでは意見がないようですので「適当である」旨の答申をしたいと思います。

続きまして、「香川県漁業調整規則の改正について」事前協議があります。事務局より説明願います。

〔秦主任〕

（資料２に基づいて説明）

〔北尾会長〕

ただいま、事務局から説明がございました。改正点が５点あるとのこと①、②については香川県独自の改正、③～⑤については国の法律等が変わることに合わせての改正です。水産動植物等の名称については地方特有の呼び方を標準和名に改めるというもの。アマモについては、従来流れ藻の採捕も禁止していましたが、今回流れ藻については採捕の禁止を除くということです。それから衛星船位測定送信機等の備付け命令について新たに第２項を追加すること、それから第５４条については文言の変更ということで、懲役禁固刑を拘禁刑に改めるということです。これにつきましてご意見等ございませんか。

〔北尾会長〕

アマモについては、ちぎれて流れているものは従来、採捕を禁止していたということですが、今回採捕してもいいと改めた理由を教えてください。

〔秦主任〕

近年、漁業者等よりアマモ場の造成をしたいという相談が寄せられています。他方でアマモの流れ藻の利用実態はあまりないので、流れ藻をアマモ場の造成活動に使えば有益であろうということで、今回改正する方向で考えているものです。

〔北尾会長〕

ホンダワラについては現行のままということで良いですか。

〔秦主任〕

ホンダワラにつきましては、流れ藻が発生する時期が春先の３～５月頃に多いのですが、その時期はメバルなどの水産的にも有用な種の稚魚が付きやすくなっていますので、そういった流れ藻を採捕することは良くないだろうということで今回改正しない方向で考えています。また、ホンダワラ類には食用に供されるものもありますので、流れ藻を採ったのだという言い訳をして生育しているホンダワラ類を採捕するような人も出てきかねないということで、従来のとおり流れ藻も含めて採捕を禁止したままということで考えております。

〔北尾会長〕

衛星船位測定送信機等の備え付け命令を出した事例はありますか。

〔秦主任〕

本県ではありません。

〔北尾会長〕

国がするのでしょうか。

〔秦主任〕

大臣許可漁業ではおそらく出す可能性はあると思います。大臣許可漁業を受けている船にはVMSが付けられていると聞いています。

〔北尾会長〕

今回第２項を追加するということですが、これまでの条文では抜け穴があったとい

うことですか。

〔秦主任〕

従来の規定では、命令を受けた者が命令に応じない場合に命令にその理由を報告させていますが、その報告さえ上がってこなかった場合に初めて罰則がかかってくるようになっていきます。今回の法改正の際に厳罰化するべきであろうという議論があり、直罰に変更されており、6か月以下の懲役または30万円以下の罰金が科せられることになっています。

〔北尾会長〕

報告が無い時点で罰則が適用されるということですか。

〔秦主任〕

命令に違反した場合や第2項の規定に反した場合は罰則がかかるようになります。

〔北尾会長〕

刑法の施行は、来年の6月からです。

〔秦主任〕

来年の6月1日からになっております。

〔志摩委員〕

懲役から拘禁という文言になった理由は何ですか。

〔秦主任〕

調べてみたところ、懲役刑は刑務作業が義務となっているもので、禁固刑は刑務作業が義務となっていないものとなっているようです。今回の法改正の目的は受刑者の処遇の充実を図るために懲役刑と禁固刑を統合して刑務作業の義務をなくし、刑務所が受刑者の改善、更生のために刑務作業が必要だと判断した場合に刑務作業をさせることができるようにしたものが拘禁刑になります。

〔志摩委員〕

そうなのですね。ご説明ありがとうございます。

〔北尾会長〕

それでは調整規則の改正についてよろしいでしょうか。

(一同、異議なし)

〔北尾会長〕

それでは次回、海区漁業調整委員会にて正式に諮問していただくということをお願いします。続きまして3号議題案「その他」について事務局より何かございますか。

〔湯谷主任〕

(資料3に基づいて「香川県資源管理方針の変更について」説明)

〔松本伊委員〕

事務局の説明を聞いていると我々が(ステップ会議によるTAC導入を)賛成しているように思われるかもしれませんが、一貫して反対しています。最終的に国に押し切られたというような形です。勝手に国がやることを決めて我々の意見を聞いてくれませんでした。先日も神戸で開催された会議に出席しましたが、国はやることを決めた上で話を進めている有様です。我々がどれだけ反対しても国には勝てないのだと思いました。

今年は9月に入っても操業していましたが、品質の悪いカタクチイワシしか獲れ

ず、採算があわないのに出漁していた者もいました。その理由は漁獲量のデータをとっているので実績を上げるためです。これまでは品質が悪くなってきたら翌年に資源を残すために出漁しないようにしていました。国が言う数量管理のやり方と我々のやり方は真逆の考え方となっているのです。

〔大山室長補佐〕

松本委員が言われるように伊吹漁協や三豊市漁協のパッチ網では、量ではなく質で管理しており、このやり方での資源管理を何十年も取り組み、実績があるということを再三、国に伝えているところです。

〔松本伊委員〕

国からは、そのやり方は続けてくださいとの話でした。

〔大山室長補佐〕

国も一律に量だけで判断するのではなく、質で資源を管理するというやり方について一定程度理解されていることと思いますし、先ほども説明がありましたように突発的に漁獲された場合は繰り入れるなどして、融通するとのことでした。

〔松本伊委員〕

一番心配しているのは、最後のステップまで進んでしまえばクロマグロのようにTAC管理という話に絶対になってしまうことです。たくさん獲れても枠が一杯になってしまうと逃がさなければいけなくなってしまう。

〔宇山委員〕

広島県などでは2月くらいまで漁を続けているようですが、漁期を短くするというような動きはないのでしょうか。

〔松本伊委員〕

広島県は漁期を伸ばして現在の漁期となっています。以前より1か月ほど漁期が長くなっています。我々が漁に出ないようになると市場に出回るカタクチイワシの数が減り、単価が上がるので彼らは喜びます。

〔大山室長補佐〕

松本伊委員がお話しされたように、瀬戸内海の中でも漁期が違うということも問題点の一つとなっております。

〔宇山委員〕

無理して漁に出た方が得をするようになるのでは、国のやり方がちぐはぐなのではと思います。

〔大山室長補佐〕

そうならないためにも、制度運用の中で引き続き検討すると国は言っています。

〔宇山委員〕

引き続き香川県の現状を訴え続けてください。

〔松本伊委員〕

国は同意を得て進めていくと話していたのに、同意を得ないまま進められてしまっているのが現状です。

〔宇山委員〕

嶋野委員、シラスの方はどのような状態でしょうか。

〔嶋野委員〕

シラスは全国の漁業者が反対するでしょうからそう簡単には進められないでしょう。イカナゴは絶対に数量管理をさせたくない。高水温の影響でイカナゴは死んでしまうのです。休業してイカナゴが増えるのであれば漁業者に説明して説得します。しかし三河湾や伊勢湾で8年も休業しているのに一向に資源が回復していません。国に説明を求めても納得できる回答は得られないでしょう。このような中でも休業をしろというのであれば補償をしていただかなければ、込網を営む漁業者は生活ができません。

〔宇山委員〕

最近小さいマグロが多くみられるのですが、市場への流通等現状はどのような感じなのでしょう。名前を変えて流通させているという噂を聞いたことがあります。

〔松本伊委員〕

水産課にお聞きしますが、小さいマグロは海に返した方がいいのですか。

〔植田室長〕

まず遊漁者についてはマグロ小型魚の採捕は禁止されています。漁業者については混獲される可能性があるので、香川県で0.1tすなわち100kgの割り当てがあるのですが、割当量を越えているので、マグロが獲れた場合には海に返すように指導しているところ です。

〔複数の委員〕

死んでいるものも海に返す必要があるのですか。流しさし網にかかったものは死んでいます。

〔森委員〕

遊漁で獲れたものもすべて死んでいます。死んだものを海に返しても何のためにもならないのではないのでしょうか。

〔松本伊委員〕

さし網にかかっているものは、死んだ後に全身に血が回ってしまっているもので、おいしくありません。うちの組合員には海に返すように指導しています。

〔志摩委員〕

少量であればわかりますが4～5tもまとまってかかった場合は困ります。

〔北尾会長〕

今年は漁獲枠の変更の手続きをする見込みはありますか。

〔植田室長〕

国に大臣許可の枠と交換できないかという話をしているところです。本県はマグロを狙って獲っているわけではなく混獲で獲れている状況であります。実績が積みあがってくると香川県でも漁獲量の割り当てをするべきという話になりかねませんし、それでは都合が悪いこともあろうかと思えます。

〔志摩委員〕

香川県は海が小さいのに太平洋や日本海と一緒に考えられても困りますね。枠の考え方について国の方によく考えてもらう必要があります。

〔松本伊委員〕

釣りで獲れたものは食べられないのですか。

〔森委員〕

食べられないことはないですが、死んでしまいますし全身に血が回ってしまっていますね。死んでいるので逃がすも何もないように思います。

〔志摩委員〕

それが原因で赤潮でも発生してしまったら目も当てられません。そうなってしまった場合、誰が責任をとるのでしょうか。

〔北野委員〕

回遊してくる魚も変わっていますし、今後も増えていくでしょう。

〔松本伊委員〕

毎年だんだんと増えていますね。

〔北野委員〕

このあたりにいた魚が北へ北へと回遊しています。

〔志摩委員〕

TACより先に温暖化対策をするべきだと思います。

〔小見山委員〕

魚がいなくなっても遊業者は釣り放題という現状もいかななものかと思います。春先になると遊漁者がトラフグを相当釣っています。

〔志摩委員〕

資源管理方針の変更について、本日は説明だけであって、次回の海区委員会で諮問されるのですよね。

〔植田室長〕

はい。今回は変更案についてお話しさせていただきたいと思っております。

〔北尾会長〕

カタクチイワシが来年の1月からステップ1に入るということで、次回の委員会で香川県の資源管理方針のカタクチイワシのところの変更になるということです。皆様ご不満はあろうかと思いますがこの件についてよろしいでしょうか。

(一同、異議なし)

〔北尾会長〕

それではその他について他に何かございませんか。

〔小林副主幹〕

(資料4に基づいて「全国海区漁業調整委員会 西日本ブロック令和7年度国への要望事項」について説明)

〔北尾会長〕

全国海区漁業調整委員会 西日本ブロック令和7年度国への要望事項について、要望事項は昨年度と同様ということです。東日本ブロックの方からは来年からクロマグロの漁獲枠が増えるということで特に沿岸漁業の漁獲枠について漁獲枠を十分配慮してほしいという新規要望がありました。本件についてよろしいでしょうか。

(一同、異議なし)

〔北尾会長〕

その他について更にごございませんか。

〔赤井副主幹〕

(次期一斉切替え前における区画漁業権の設定について口頭にて報告)



一斉切り替えに伴って令和5年10月1日以降に免許を行った漁業権については、各漁協等のヒアリングを経て漁場の再編、配置を行いました。一方でヒアリング以降に一部の漁協からカキ養殖の新規の設定やノリ養殖の区域の変更等区画漁業権に関する要望が寄せられています。次期の一斉切り替えまでには約4年の間隔があきますので中間年に当たる令和8年度に区画漁業権の免許を受ける機会を設けることとしました。

令和8年4月1日を免許予定日として、必要な手続きについて令和6年9月30日に県内すべての漁協にお知らせしました。今後要望を提出した漁協に対してヒアリングを実施し、海区漁場計画の変更案を作成していきます。正式な設定要望書の提出期限は令和7年7月末としております。その後、海区委員会での協議をお願いする予定です。引き続き、ご協力のほどよろしくお願いします。

〔北尾会長〕

前回の漁業権一斉切替えの後、いくつか要望が出てきているのでそれらを一括して処理するという趣旨です。従来は5年毎の切替えで免許した後に、毎年1、2件新規要望があり、その都度委員会で協議していました。今回はまとめて処理をするというものですので、委員の皆様におかれましても組合に、ご指導の方よろしくお願いします。

〔北尾会長〕

その他ございますか。

〔小林副主幹〕

(次回委員会の日程調整を実施し、12月12日の14時から開催することに決定した。開催場所については後日、開催案内にて周知することになった。)

〔北尾会長〕

ありがとうございます。それでは第404回海区漁業調整委員会を閉会します。

〔閉 会 午前10時55分〕

上記は第404回香川海区漁業調整委員会の議事の顛末に相違ありません。

議 長 北 尾 登 史 郎

署名委員 北 野 廣 治

署名委員 松 本 悟

